

韓国知的財産ニュース 2016 年 6 月後期

(No. 321)

発行年月日：2016 年 7 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁、弁理士施行令の最終合意案を発表 (2016. 6. 22)
- 1-2 職務発明補償制度、企業の負担を減らし補償対象を拡大 (2016. 6. 22)

関係機関の動き

- 2-1 2016 年地域知的財産フォーラムがスタート (2016. 6. 20)
- 2-2 特許庁、第 6 回特許情報使用者カンファレンスを開催 (2016. 6. 20)
- 2-3 特許庁、中国西安に IP-DESK を開所 (2016. 6. 23)
- 2-4 特許庁 HP「ウェブアクセス品質認証マーク」2 年連続取得 (2016. 6. 24)
- 2-5 特許庁、審査品質向上に向けて特許情報システムの高度化に取り組む (2016. 6. 27)
- 2-6 特許庁、全国美容外科の特許虚偽表示広告に関する集中調査を実施 (2016. 6. 27)
- 2-7 新任特許審判院長に、キム・ヨンホ氏が赴任 (2016. 6. 28)
- 2-8 韓国政府、2016 年公共技術移転ロードショーを開催 (2016. 6. 28)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、海外における商標先取りに注意呼び掛ける (2016. 6. 17)
- 4-2 韓-中、商標分野長官級会談を開催 (2016. 6. 23)
- 4-3 7 月 1 日、「商標法に関するシンガポール条約」発効 (2016. 6. 30)

その他一般

- 5-1 スマートカーのヘッドライトに関する特許出願が増加 (2016. 6. 20)
- 5-2 スマホのカメラレンズに関する特許出願が増加 (2016. 6. 20)
- 5-3 電気モーターに関する出願動向 (2016. 6. 21)
- 5-4 2015 年度洗濯機分野の米国特許、LG 電子・サムスン電子がそれぞれ 1, 2 位 (2016. 6. 28)

法律、制度関連

1-1 特許庁、弁理士施行令の最終合意案を発表

韓国特許庁(2016. 6. 22.)

特許庁は、弁理士法の改正（法律第 13843 号、2016. 7. 28）を受け、弁理士実務修習の具体的内容を定めるための弁理士法施行令・施行規則に関する関係省庁の最終合意案を発表した。

特許庁は、弁理士法施行令・施行規則の改正と関連し、大韓弁理士会、大韓弁護士協会等、利害関係者らの意見を収集して立法予告案を作成したが、主な争点を巡って利害関係者間で意見が一致せず、国務調整室の調停会議を経て法務部と合意案をまとめた。

合意案は、立法予告された実務修習の内容（400 時間の集合教育と 10 カ月の現場研修）について、集合教育 250 時間、現場研修 5 カ月に短縮させ、弁理士試験合格者と弁護士資格者が同一な修習を受けるようにこと等を主な内容としている。今回の合意案は、実務修習期間が長すぎて事実上進入障壁となるとの法務部の意見と、立法予告案にある一部認定制度をなくし、弁護士も弁理士試験出身の人と同一の修習を受けさせようとした大韓弁理士会の意見を最大限反映してまとめたものである。

今回の弁理士法施行令改正令案は、規制改革委員会の規制審査や国務会議等を経て 7 月 28 日から施行される予定だ。

[添付] 弁理士実務修習の合意内容

<実務修習に関する主な合意事項>

区分	合意内容
集合教育時間	全対象者が 250 時間履修
現場研修期間	全対象者が 5 カ月修習
集合教育機関	特許庁又は特許庁が指定した機関

※ 現場研修期間を既存の 10 カ月から 5 カ月に短縮させたのは、実務修習が既存の開業のための研修から弁理士資格取得のための研修に変更されたことによるもので、税務士、関税士等、他の資格証の実務修習期間が 6 カ月前後であることを考慮し、弁理士試験合格後資格取得までの期間を最小化したのである。

< 集合教育の細部内容 >

区分	合意内容	時間	
共通項目	職業倫理	弁理士法制度、職業の理解、企業の IP 戦略支援等	10
	産業財産権法 実務	国内法制度及び判例、外国法制度、国際出願制度等	50
	産業財産権 出願実務	特許・商標・デザイン出願、国際出願、先行技術検索等	120
選択項目	審判・訴訟 実務	審決取消・侵害訴訟、国際紛争、交渉及びライセンシング等	70
	科学技術の 理解	自然科学概論、産業技術動向等	70

※ 非理工系出身の弁護士資格者は「科学技術の理解」を、弁理士試験合格者は「審判・訴訟実務」を必須的に選択し、履修しなければならない。

1-2 職務発明補償制度、企業の負担を減らし補償対象を拡大

韓国特許庁(2016. 6. 30.)

職務発明の活用を促し、発明者と使用者の權益がより調和する方向へと職務発明補償制度が変わる。

特許庁は、6月29日午後3時にLタワーで開かれた「第17回国家知識財産委員会」において「職務発明補償制度の改善方策」が確定したことを明らかにした。

職務発明補償制度は、従業員が職務を遂行する課程において行った発明に対する権利を使用者に承継する代わりに一定の補償を受ける制度である。現行の規定は、職務発明の承継に係る企業の行政的負担が大きい反面、職務発明の活用機会が過度に制限されているという批判を受けていた。また、国家研究開発参加企業の職務発明補償規定の不備、職務発明と類似な知的財産に対する補償規定の不備等の問題もあった。

今回の案に含まれる制度改善の主な要点は、以下のとおりである。

① 職務発明の承継手続きを改善する。

現行の規定によると、当事者間の職務発明を事前に会社が承継することになっている約定があっても、会社は4カ月以内にその多くの発明についていちいち文書で承継意思を通知しなければ職務発明を承継することができない。これは、従業員が約定に従わず職務発明を第3者に譲渡できる余地をつくることになり、国際共同研究及び海外企業誘致の障害となっているとの指摘が多かった。よって、使用者と従業員が事前に職務発明を会社に承継するということを約定することになれば、職務発明の完成と同時に会社が承継を受けられるよう関連規定が変わる。

② 職務発明に対し、企業の通常実施権を確保するようにする。

現行の規定によると、中小企業と違い大・中堅企業が事前に職務発明を会社が承継するという規定を保有してない場合、職務発明に対する通常実施権の確保が制限されている。これについて会社が従業員を雇用し給与及び研究費、設備等を提供する点等を鑑みると過度な規制であり、また、職務発明が活用の機会までも制限されるという批判があった。よって、職務発明に対する企業の通常実施権の保有制限規定を緩和する。

③ 国家研究開発参加企業の職務発明補償規定(事前承継の規定)の導入を制度化する。

国家研究開発事業に参加する企業が、職務発明補償規定を保有してないため、所属の研究員が個人名義で特許を出願する事例が多数発生している。これに関する管理の必要

性が持続的に提起されてきた。よって、国家研究開発事業の協約締結時に「職務発明に対する機関承継」を必ず含ませるよう研究管理標準マニュアルにこれを反映することにした。

④ 職務発明の対象を半導体配置設計、植物新品種まで拡大する。

現行の規定は、特許、実用新案、デザインのみ職務発明の対象として限定しており、職務発明と類似な性質の他の知的財産については別途の補償関連の規定がない。それで法律要件及び効果面において職務発明と類似な半導体配置設計、植物新品種まで職務発明の対象にし補償金請求権を認めることにした。

今回の職務発明補償制度の改善により、職務発明に対する権利の迅速な確定ができ、法的安全性が向上し、使用者による職務発明活用も活発になる見通しだ。また、政府研究開発成果の私的流用及び流出を防止でき、新知的財産に対する従業員の発明意欲を高め、国家産業発展に大きく寄与できるものと見られる。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「職務発明補償制度は、企業の R&D 投資と従業員の研究意欲を高め、核心技術及び人材流出を防止できるかなり効果的な制度である。同制度が合理的に運用され、企業と従業員間の利益が調和され共存できる関連制度を持続的に改善していきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 2016年地域知的財産フォーラムがスタート

韓国特許庁(2016. 6. 20.)

特許庁は、知的財産を基盤とする創造経済を実現し、地域とのコミュニケーションを通じて知的財産の主な課題を議論するために、今年中に7つの地域で「地域知財フォーラム」を開催する。

* 慶尚南道(6月)、江原道(9月)、蔚山(9月)、世宗(10月)、済州(10月)、仁川(11

月)、慶尚北道(11月)

今年地域知財フォーラムのスタートを切るのは造船・機械の中心地である慶尚南道で、「IP 産業保護及び未来成長エンジンの発掘」をテーマに慶南昌原大学の総合教育館で6月22日13時30分から開かれる。「慶南知的財産フォーラム」は、近年慶南地域の景気低迷が続いていることを受け、慶南地域の関係機関が集まって解消策を講じる場となる見通しだ。

今回の慶南知的財産フォーラムは、二つのセッションで行われる。最初のセッションでは「地域 IP 産業保護」をテーマに、知財権紛争や地元の中小企業・ベンチャー企業の対応策に関する韓国知識財産保護院のパク・チャンシン チーム長の講演及び参加者の討論が行われる。また、「知財コンサルティング」ブースが設けられ、参加者の知財権関連苦情に関する相談も行われる予定だ。

第2のセッションは、「創業ベンチャー投資 IR」をテーマに、モジュール型バッテリーシステム(韓国電子技術(株)のカン・ジュガプ所長)と次世代太陽電池産業(ソルライエンエスのジ・ミョングク所長)等、次世代成長エンジンと関連する企業情報を提供し、知的財産財基盤がしっかり整っている地元の優秀企業に対する投資を誘致する計画だ。

さらに、本フォーラムでは「慶南知的財産センター」と「IP スター企業」の間で、地元の知財人材の採用を目的とする協定を締結し、地域の有能な IP 人材を発掘し、産業現場に直接投入することにした。

一方、今回のフォーラムでは、慶尚南道地域の「知的財産・産学協力発明振興大会」に参加して優秀な成績を収めた受賞者に対する授賞式も行われる予定だ。

祝辞を述べたイ・ヨンデ特許庁次長は、「今回のフォーラムを機に、地域の成長に向けた新成長エンジンを持続的に発掘し、知的財産環境の変化に対する関心が高まることを期待する。今後特許庁は、知的財産の創出・活用のインフラを拡充し、知的財産に詳しい人材と専門人材を養成することに取り組んでいく」と述べた。

韓国特許庁(2016.6.20.)

国内知的財産(IP、Intellectual Property)情報サービス専門企業の最新商品と優秀データベース(Data Base)、分析ツール*をまとめて紹介する場が設けられる。

* 分析ツール:データを分析して意味のある情報を導き出すソフトウェア

特許庁は今年6月21日、ソウル市江南区にある韓国科学技術会館の国際会議場で、国内特許情報サービス企業と使用者を対象に「第6回特許情報使用者カンファレンス」を開催する予定だ。

本カンファレンスのテーマには、最近特許情報分野の話題となっている「IP情報を活用した技術事業化」が選定され、出捐研・大学・企業の特許担当者の高い関心や参加が見込まれる。

また、今年で6回目となる今回のカンファレンスでは、テーマ発表・企業の事例発表・セミナー・体験館・ワークショップ等、多彩なイベントが行われる。

テーマ発表では、特許情報分野の専門家であるイ・ソンサン牧園大学教授が「IP情報活用の効果と見通し」について紹介し、イ・ユミ知識財産戦略院グループ長が「IP情報を活用した技術事業化成功事例」について発表を行う予定だ。

企業事例発表は、特許情報の使用者が実際業務を処理するとき役に立つような内容で構成され、多くの特許情報サービス会社が参加する。

事例発表と同時に行われる企業別セミナーでは、特許情報使用者のニーズに応じて、特許情報の活用方法を公開する。

会場には企業別の展示ブースも別途設置され、特許情報の使用者が直接最新特許情報サービスを体験してみることができるよう、試演のスペースが設けられる。

特許庁は「今回のカンファレンスは、例年とは違って特許情報サービスの使用者にとって役立つような内容を中心に構成した。特許情報の需要者と供給者の間でいい出会いができることを期待する」と述べた。

特許庁は、大韓貿易投資振興公社（以下 KOTRA）と共同で6月23日午前10時、中国西安で韓国企業の知財権保護を担う海外知識財産センター（以下 IP-DESK）の開所式を開催したと発表した。

韓国の最大貿易国である中国との FTA が発効から2年目となる中、中国への輸出量は全体の25%以上を占めるほど、両国の貿易規模は大きく拡大した。

これに伴い、韓国企業の中国進出も活発になり、過去5年間知財権侵害紛争の60%が中国で発生しているほど、知的財産権を巡る紛争も頻発している。

* 知的財産権被侵害紛争現況：中国 60.3%、欧州 6.1%、米国 3.8%等

[出処：2015年海外知的財産権紛争実態調査、韓国知識財産研究院（2016年6月）]

IP-DESK が設置される西安は、「一帯一路」*政策の出発地かつ中国内陸経済の中心地として、これまで IP-DESK が東部海岸地域に集中されたために支援が行き届かなかった中国内陸地域に進出した企業のあい路事項を解決する拠点の役割を担うと見られる。

* 中央アジアと欧州を結ぶ陸上シルクロード（一帯）と東南アジア、欧州、アフリカを結ぶ海上シルクロード（一路）の構築を目指す習近平主席の海外戦略（2013年）

西安 IP-DESK は、韓国企業を対象に商標・デザイン出願等の権利確保の支援や知財権情報提供、専門家相談等、多様な支援サービスを提供することで、現地における韓国企業の知財権紛争の予防及び対応を行う予定だ。

* IP-DESK 設置地域（6カ国12都市）：中国（北京、上海、広州、青島、瀋陽、西安）、米国（ロサンゼルス、ニューヨーク）、日本（東京）、ドイツ（フランクフルト）、ベトナム（ホーチミン）、タイ（バンコク）

チェ・ドンギョ庁長は「韓国企業が中韓 FTA を十分に活用するためには、中国における知財権の早期獲得や紛争予防措置が必要となる。韓国企業には、知財権競争力強化に向け、西安 IP-DESK を企業の知財権担当部署だと思って活用してもらいたいと思う」と

述べた。

2-4 特許庁 HP「ウェブアクセス品質認証マーク」2年連続取得

韓国特許庁(2016.6.24.)

特許庁は、障害者や高齢者等の情報弱者が容易にホームページ(www.kipo.go.kr)を利用できるように努力した結果、「ウェブアクセス品質認証マーク」を取得したと22日発表した。

*ウェブアクセシビリティ(Web Accessibility): 高齢者や障害者を含む誰もが同等にウェブコンテンツを利用できるかどうかを表す言葉



「ウェブアクセス品質認証マーク」は、ウェブアクセスに優れた優秀なウェブサイトに対する認証制度で、未来創造科学部から指定された認証機関の評価を受けて付与される。特許庁は今回、認証機関である(株)ウェブワッチから書面評価、専門家評価、障害者・高齢者等のユーザー評価の3段階にわたる厳しい審査を通過し、認証マークを取得した。

特許庁はこれまで、ウェブアクセスを高めるために様々な努力を行ってきた。色の区分が難しいユーザーのために図・表に対比効果の強い色彩を使用し、視覚障害者を配慮してマルチメディアコンテンツに代替テキストを入れることで、画面を見なくても音声アシスタントプログラムを通じて内容を理解できるようにした。また、聴覚障害者のために全ての動画に字幕を挿入し、視覚的刺激に弱い高齢者のためにコンテンツのちらつき効果をなくす等、ウェブアクセス標準指針に従ってサイトを再整備した。

特許庁のチェ・イルスン情報システム課長は、「全ての利用者が特許情報に自由にア

クセスすることで、情報格差を縮め、特許に対する関心を高めることができる」と強調し「これからも、障害者や高齢者等の情報脆弱者がホームページを容易かつ便利に利用できるよう持続的に管理していく」と述べた。

2-5 特許庁、審査品質向上に向けて特許情報システムの高度化に取り組む

韓国特許庁(2016. 6. 27.)

特許庁は、業務効率性及び審査品質を高める努力の一環として審査業務遂行のための審査システム及び審査官が利用する検索システムを大幅に改善する。

今回のシステム改善は、商標審査及び特実検索業務の一部を自動化にし、審査官が形式的な誤謬検討及び先行技術調査にかかる時間を短縮し、審査官が審査業務に集中できる環境づくりのために行うものである。

まず先に、スマート商標審査システムの開発により商標審査業務を効率化にする。このために審査官が拒絶理由を選択すれば適切な標準文句を自動に作成してくれる「通知書の自動作成機能」、審査官が作成した通知書が法令において定める要件に附合しているか否かについて点検する「通知書の誤謬防止機能」及び過去の商品分類データを活用した「商品分類の自動化機能」等を構築する。

このような新規機能により、審査官は効果的に審査を行うことができるだけでなく、通知書の誤謬も予防でき、審査品質が向上されるものと期待している。

また、特許審査品質の向上に向け検索の正確度を高めるために「特実検索システム」を改善する。今回のシステム改善は、審査官が選択した検索キーワードにより検索した検索結果と、出願書の分析によりシステムにおいて自動に検索した検索結果を総合し、さらに正確な検索結果を提供してくれるハイブリッド検索機能を具現する予定である。また、特許文献間引用関係の構築等、検索の正確度及び便宜性を高めるために多様な機能等を開発する。

特許庁のチェ・イルスン情報システム課長は、「今回の特許情報システム高度化事業は、特許庁の審査品質向上に向けた努力の一環であり、今後も IT を活用して高品質の特

許行政情報を提供できるよう努力したい」と明らかにした。

2-6 特許庁、全国美容外科の特許虚偽表示広告に関する集中調査を実施

韓国特許庁(2016.6.27.)

特許庁は、去る5月23日から5月30日にかけてソウル・京畿地域にある美容外科ホームページ及びオンラインコミュニティ(ブログ・SNS)において、特許に係る虚偽表示広告をしている25ヶ所の病院について虚偽表示の調査を行い、正しい特許表示をするよう是正処置を行ったことを明らかにした。

今回の措置は、手術法は特許対象にならないにもかかわらず、一部の美容外科において、手術方法について特許を受けたかのように虚偽広告を行っていることが横行していることから、特許庁、韓国知識財産保護院(知財権虚偽表示申告センター)、大韓美容外科医師会の合同により調査及び措置を取った結果である。

特許虚偽表示で摘発された美容外科の主な違反内容は、▲商標登録を特許登録として表示した場合(13ヶ所)、▲手術器具の特許登録を手術方法の特許登録として表示した場合(5ヶ所)、▲特許出願を特許登録として表示した場合(2ヶ所)、▲特許登録番号を不明確に表示し登録されたか否かの確認ができない場合(5ヶ所)である。

さらに、特許庁は全国の主要美容外科を対象にインターネット広告(ホームページ、ブログ・SNS)以外にも新聞広告、チラシ、公共交通広告等に拡大して調査を行い、虚偽表示広告を根絶する計画である。

今年7月末まで新聞・雑誌及びチラシ広告は、訂正広告又は全量回収するよう行政指導を行う予定であり、その後も是正されない場合は、特許法等の関連規定に基づいて刑事告発等の司法措置を取る計画である。

知財権虚偽表示をした者は3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処せられる。

特許庁のパク・ソンジョン産業財産保護協力局長は、「美容外科の知財権虚偽表示は、患者の健康に影響を及ぼすだけに、特許虚偽表示の根絶により消費者の被害を予防し、正しい知財権に係る表示文化が定着されるよう努力していきたい」と述べた。

2-7 新任特許審判院長に、キム・ヨンホ氏が赴任

韓国特許庁(2016.6.28.)

政府は6月27日付で特許審判院長に金蓮鎬(キム・ヨンホ・54歳)特許審判院第8部審判長を昇進発令した。

新任の金蓮鎬院長は1986年22回技術国家公務員試験に合格した後、総務処を経て特許法院技術審理官、特許庁映像機器審査課長、審査品質担当官、電気電子審査局長、特許審査企画局長、特許審判院首席審判長等を歴任し、特許審査・審判関連の要職を経ている。

審査品質担当官の在職時には、審査品質の総合対策に取組み特許品質中心の審査インフラを構築し、電気電子審査局として勤務していた頃は、審査官学習と新技術教育プログラムを拡大させて審査官の専門能力を高めることに主力した。特許審査企画局長在職時には、技術の融合・複合化型審査組織に適合した特許分類体系を導入し、国家間の審査制度の調和に尽力する等、特許庁の審査品質競争力を高める基盤をつくったという評を受けている。

特に、新任の金院長は知財権分野全般にわたって該博な知識と豊富な審査・審判実務の経験を積んだ特許行政の専門家であり、特許庁内においても信望が厚い。職員らの個性と能力を最大に発揮させ、部署間の協力を強調する開かれた業務スタイルのために「一緒に働きたいベスト幹部」に選定されている。

金蓮鎬新任特許審判院長は、漢陽大学工学部を卒業し、カリストで修士学位を得て、米国シラキュース大学で情報経営学修士学位を受けている。

▲大田(61年生まれ)▲大田高校▲漢陽大学士、カリスト修士、米国シラキュース大情報経営学修士、ワシントン大ロースクール(CASRIP)▲総務部署、特許審判院審判官、特許法院技術審理官、特許庁映像機器審査課長、審査品質担当官、電気電子審査局長、特許審査企画局長、特許審判審判長

2-8 韓国政府、2016年公共技術移転ロードショーを開催

韓国特許庁(2016.6.28.)

- 未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁、特許庁は6月29日、第1回公共技術移転のロードショー(以下、ロードショー)を開催する。
 - 今回のイベントには、未来創造科学部のパク・ジェムン研究開発政策室長、産業通商資源部のキム・ジョンファン産業技術政策官、中小企業庁のチェ・スギョ次長、特許庁のイ・ヨンデ次長等、政府関係者と大学・研究機関の技術専門家や中小・中堅企業関係者等200人余りが出席する予定だ。
- 政府は、ロードショーを通じて、公共研究機関が政府R&D予算を受けて開発した新技術が死蔵される問題を解消し、外部のR&D資源を活用して効率性を極大化する開放型革新の世界的拡大を踏まえ、中小・中堅企業の技術的課題を公共技術で解決する新しい技術事業化モデルを拡大することを目指す。
 - 4つの部処は、技術の発掘から移転及び事業化までの全周期支援体制を構築し、優秀公共技術が中小・中堅企業の成長に向けた足場になるよう協力する予定だ。
- 2013年から今まで5回の「ロードショー」を開催し、優秀公共技術2,321件が発掘され、計214社とマッチングされており、147件の技術移転意向書が締結された。このうち18社の中小企業は、中小企業庁の商用化R&D資金(計81億ウォン)の支援を受けて事業化に拍車をかけている。
 - 公共技術の移転を受けて事業化に成功した企業、(株)ソーシャルネットワーク社はモバイルアプリケーション開発会社で、韓国科学技術研究院(KIST)から「写真基盤3次元顔モデル自動生成」技術の移転を受け、産業部の後続R&D支援を通じて、韓流スターと使用者間の双方向疎通仮想現実エンターテインメントアプリを制作して国内及び中国市場に進出し、約20億ウォンの売上を上げている。
 - また、(株)ワイディ生命科学社は、バイオ新薬開発専門会社で、延世大学原州産学協力団から植物抽出成分を利用して運動前後の筋肉弛緩を助ける技術の移転を受け、未来部の製品化支援を通じて最近スポーツ化粧品を発売して約7億ウォンの売上を上げている。

- 今回のロードショーで未来部と特許庁は 40 の大学と 30 の公共研究機関から計 479 件の優秀技術を発掘して企業に提供した結果、64 社が 90 件の技術移転相談を申し込んだ。
- 産業部は、ロードショーを通じて技術移転を受けた中小・中堅企業に対して「R&D 再発見プロジェクト事業(1年、4億ウォン以内)*」の商用化 R&D 資金を連携して技術の事業化を支援する予定だ。
 - * 公共技術の中小・中堅企業移転及び事業化に向けた商用化開発支援事業
(2016.7月2次公告予定、ロードショーを通じてマッチングされた企業は選抜時に加算点付与)
- また、4つの部処は、未来科学技術持株、韓国科学技術持株、素材部品事業化ファンド、特許技術事業化ファンド等を通じて企業が成長するのに必要な事業化投資資金の誘致も連携して支援する予定だ。
- 政府関係者は「政府 R&D の成果物である優秀公共技術が死蔵されず中小・中堅企業に活用され、市場で新製品・サービスとして発売され、経済活性化につながるよう関係機関間の協力をさらに強化していく」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 特許庁、海外における商標先取りに注意呼び掛ける

韓国特許庁(2016.6.17)

特許庁は、近年海外で現地人による商標の先取りによる被害が相次いでいることを受け、国内外で活動中の企業に「海外における商標無断登録への注意及び被害予防」を呼

びかけた。

特許庁は今年5月現在まで、海外で他人に先取りされた商標は1,000件を越えており、被害を受けた企業は600社余りに達すると明らかにした。

このような商標の先取りは、化粧品、食品、衣類、フランチャイズ等、産業の全分野にわたって現われており、特に近年韓国ドラマのブームの影響でドラマ協賛企業の被害も次々と報告されている。

さらに、海外での商標ブローカーによる先取り行為は、既存の個人レベルを超え、最近では企業レベルでの戦略的行為に進化しているとのことだ。

法人形態の子会社を設立して先取り行為を隠したり、類似商標(結合商標)及び他の商品に出願する等、ポートフォリオを多様化している他、現地で代理人を雇用して法律的事項に積極的に対処する等、今後現地に進出する予定の韓国企業が現地で出願・対応できないよう完全に封じ込める戦略を取っている。

また、最近では先取りした商標を現地の商標取引サイトを通じて販売しており、一部韓国人も海外での商標先取り行為に係っているため、今後韓国企業の被害がさらに続くと予想されている。

特許庁は、韓国企業が国内で事業を展開する場合にも、海外進出を念頭に置いて商標戦略を用意する必要があると強調した。

海外進出時に先取りによる被害を予防するためには、進出する予定の国に他人が先に登録した自社の商標があるかどうかを確認し、ハングル商標だけでなく、英文、進出国の現地語の商標まで確保する必要があり、主力商品と関連のあるサービス業まで権利範囲を拡大すること呼びかけた。

特許庁のナム・ヨンテク産業財産保護支援課長は「商標を先取りされた場合、特許庁がK-ブランド保護コンサルティング、知財権訴訟保険等を通じて被害企業を支援しているが、多くの時間と費用を要するため、予め積極的に出願・登録に向けた努力を行う必要がある。特許庁は、韓国企業の被害を最小化するため、海外知識財産センター(IP-DESK)を通じた商標出願費用の支援の他にも、商標先取りの被害が発生している中国を始めとする各国との間で有名商標リストの交換、商標ブローカーに関する情報共有

等、商標分野における協力を拡大して解決策を模索していくつもりだ」と述べた。

4-2 韓-中、商標分野長官級会談を開催

韓国特許庁(2016. 6. 23)

特許庁は6月21日、中国北京で中国国家工商行政管理総局と第4回韓-中の商標分野長官会談*を開催した。

* 首席代表:(韓国)チェ・ドンギョ特許庁長、(中国)リュジュンチェン工商行政管理総局副局長(次官級)

中韓 FTA 発効後、初めて開催された今回の商標分野最高位級会談で両国は、悪意のある商標先取りや模倣品等、両国間の主な懸案について議論した。

まず、模倣商標の登録防止に向けた協力策に合意した。特に、ハングル商標や韓流コンテンツを通じて有名となったブランド等、韓国の商標を模倣したものと疑われる中国内出願については、当局間の情報共有により審査段階で登録防止できる協力体制を構築することにした。

また、模倣商標が審査段階でばれなかったとしても異議申立の際に情報共有を通じて登録を防止する事後的協力体制を構築することにも合意した。このような一連の合意は、登録された模倣商標を無効とさせるために相当の時間と費用を費やしている韓国企業の負担軽減につながる見通しだ。

中韓商標当局は、このような情報共有を早期に実現するため、模倣商標を簡単に検索しこれを速やかに通知できるシステムを構築する案について協議していくことにした。韓国特許庁は、このようなシステムが構築される前までは中国で模倣したものと疑われる商標リストを定期的に中国当局に提供する方針だ。このような合意は、これまでなかなか話が進まなかった両国間の模倣商標問題の解決に重要な転機になる見通しだ。

この他にも両国は、審査処理期間の短縮及び審査品質の強化策について意見を交換し、今後も多様な人材交流や情報共有を通じて両機関の協力を強化することにも合意した。

最近特許庁は、今年5月現在まで中国現地で他人に先取りされた商標は1,000件を越え、被害企業も600社余りに達すると明らかにした。

チェ・ドンギョ特許庁長は「商標分野における中国との協力は、韓国企業の競争力強化や海外進出の拡大に向けて特許庁が積極的に進めている」と強調し、「今回の会談を通じて確認された中国の知的財産権保護への意志と相互信頼を土台に、両国の企業が安心して活動できる環境を整っていく方針だ」と話した。

4-3 7月1日、「商標法に関するシンガポール条約」発効

韓国特許庁(2016.6.30)

特許庁は、商標関連手続きを簡素化する出願人の利便性を向上させるために推進した「商標法に関するシンガポール条約*」の加入を完了し、7月1日から同条約が発効されることを明らかにした。

- * 正式名称：STLT(Singapore Treaty on the Law of Trademarks、商標法に関するシンガポール条約)であり、2006年にシンガポールで「改正商標法条約の採択のための外交会議」において採択され、現在米国、イギリス、フランス等45カ国が加入。

シンガポール条約は、手続きの迅速よりも出願人の権利を優先する国際商標条約であり、1994年に採択された「商標法条約」においてアップグレードされた国際標準を提示したものであるとして評価を受けている。

同条約の加入により、非典型商標(Non-Traditional Mark:視覚的に認識できない商標。音・匂い商標をいう)を保護できるようになった他、商標出願・登録の過程においてユーザーがミスや錯誤で定められた期限を守ることができなかった場合にも救済を受けられる手段を付与することを義務付けたため、出願人の権利が途中で消滅・死蔵されることを防止することができ、出願人の利便性を最大化にした。

例を挙げると、商標出願に拒絶理由があつて審査官が意見提出通知書を送ったが、与

えられた期限内に回答ができなかった場合、現行では直ちに拒絶査定となるが、条約に加入すると追加的な回答期限(最少2カ月)が付与される。

特に、シンガポール条約は、インターネットを利用した電子出願方式を自由に選択できるようにし、出願人が任意で作成した出願であってもその内容が国際標準書式と一致する場合には適法な出願として認め不利益がないようにしたことで、使用者便宜主義に一步近づく契機をつくった。

特許庁は、これまで国内の商標法及び施行規則の改正を通じて同条約への加入のための準備を行ってきており、条約履行のための事項等が国内法にすでに反映され施行中であるため、同条約の発効は韓国が公式に国際社会に認める手続きといえる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「シンガポール条約は、すでに加入されている商標法条約よりユーザーの便宜及び権利をより強化できる体制となっており、加入により国内の出願人が商標出願制度を簡単で便利に利用できるようになった」と強く述べながら、「既存の『行政主義』から名実相伴った『出願人中心』の商標制度が構築され、顧客を最優先する商標制度を運営することができるものと期待される」と述べた。

その他一般

5-1 スマートカーのヘッドライトに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.6.20.)

夜間運転時の運転手の視野を確保しつつ、対向車の運転手又は歩行者のまぶしさを大幅に減らす「スマートカーのヘッドライト」の特許出願が増加している。スマートカーのヘッドライト(以下「スマートヘッドライト」という)とは、車に設置されたセンサーが他の車や歩行者を感知する場合、必要に応じて自動的にヘッドライトの方向を上・下・左・右へ制御する機能を持つ車のヘッドライトを言う。

特許庁によると、過去10年(2006~2015)間の車のヘッドライトの分野における特許出願全体に占めるスマートヘッドライトの出願の割合は、2006年11%から2015年42%

に上昇した。

スマートヘッドライト技術には、ハイビームを下向きに自動制御する技術やコーナリング時にヘッドライトをコーナリングの方向に自動的に回転させる技術がある。まず、ハイビームを自動転換させる技術は、センサーの感知信号に反応してヘッドライトの上部を遮断幕(シールド(shield))で覆ったり、格子模様の LED 点光源の上部を消灯する技術が代表的だ。

一方、コーナリング時にヘッドライトを回転させる方式の場合は、ヘッドライト全体を回転させたり、光源を囲んでいる反射板だけを回転させる等、多様な技術が使われている。

この分野の主な出願企業には、車用ヘッドライト専門企業のエスエル社(33.7%)、車部品メーカーの現代モータース社(23.9%)があり、日本の部品メーカーの小糸製作所(8%)、韓国の現代自動車(4.9%)、LG イノテック社(2.7%)等がその後に続いている。

最近、車のハイビームやコーナリング時の過度な光でもめ事になったり、歩行者の安全を脅かす要因となることがあった。業界の専門家らは、スマートヘッドライトが普及すれば、ヘッドライトによる光の公害が大幅に低減され、安全で快適な運転環境が整うと予想している。

特許庁の関係者は「スマートヘッドライトは、運転環境の改善という役割だけでなく、未来自律走行自動車の主な安全運行技術の一つとして認識されている。自律走行自動車市場を取り込むための完成車業界の激しい技術競争に伴い、スマートヘッドライトに関する研究開発及び特許出願がさらに増えるのではないか」との見通しを示した。

5-2 スマホのカメラレンズに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.6.20.)

スマートフォンカメラの性能は、最近驚くほどのペースで向上している。一時悪い画質の代表格と考えられていた携帯電話のカメラが従来のデジタルカメラ市場まで委縮させている。

スマートフォンカメラを巡る技術競争は、イメージセンサーの画素数競争から始まり、最近ではレンズの争いへと広がっている。画素数が増えると一つの画素が占める面積は狭くなるため、レンズの口径が大きくなるほど光を取り込む量も多くなる。また、画素数の増加に対応してレンズの解像度を高めなければ写真の品質向上は期待できない。しかし、超スリムフォンが主流となっている今、レンズモジュールには大きさの制約があり、性能向上に加え小型化及び軽量化を同時に追求しなければならない課題がある。

特許庁によると、スマートフォン用カメラレンズの特許出願は、2011年から2015まで計707件だった。年度別出願現況は2011年102件、2012年122件、2013年155件、2014年162件、2015年166件と、着実に増加している。

技術別では「自動焦点(AF)及び駆動系技術」が39.9%と最も多く、「ハウジング及び組立構造技術」20.2%、「レンズ光学系、絞り及びフィルター技術」13.9%、「手ブレ補正(OIS)技術」11.3%、「製造及び検査技術」10.0%、「ズーム及び多重画角技術」4.7%の順で出願が多かった。特に「手ブレ補正技術」と「自動焦点(AF)及び駆動系技術」の出願増加が目立った。これは、高性能・高機能カメラに対する最近の消費者のニーズを反映したものと見られる。

出願人別では、サムスン電機161件(22.8%)、LGイノテック158件(22.3%)、サムスン電子38件(5.4%)、LG電子38件(5.4%)の順となり、ジャファ電子35件(5.0%)、オプティス26件(3.7%)、セコニクス20件(2.8%)等の中堅企業も技術開発を意欲的に進めていることがうかがえる。

一方、PCT国際特許出願は計1288件で、LGイノテック81件(6.3%)、サムスン電機45件(3.5%)、サムスン電子21件(1.6%)、アップル21件(1.6%)、ラガン精密(台湾)21件(1.6%)の順となり、国内企業が上位の大半を占めていることが明らかになった。

特許庁の関係者は「スマートフォンメーカーと部品・素材メーカーが複雑に絡み合っている中、スマートフォン市場の競争が日々激化しているだけに、スマートフォンの最も重要な競争ポイントとされるカメラのコア技術であるレンズに関する特許競争力を守るための努力が必要だ」と述べた。

5-3 電気モーターに関する出願動向

韓国特許庁(2016.6.21.)

電気モーターは、扇風機や冷蔵庫、洗濯機、エアコン等、身近な家電製品に広く使用されている。また、ハイブリッド車及び電気自動車分野への適用についても関心が高まっている。こうした中、最近電気モーターの分野で話題となっている自動車及び家電製品に関する出願が増加し続けている反面、モバイル機器に使用される振動モーターや列車及び直線移動機器等に使用される線形モーターに関する出願は減少していることが分かった。

特許庁によると、過去5年(2009年～2013年)間の電気モーターに関する特許出願を分析した結果、国内で出願された特許出願は2011年の996件をピークに、徐々に減少しているのに対し、自動車に使用されるモーターに関する出願は、2009年275件から2013年429件と56%増加し、同期間家電製品及び発電機関連出願もそれぞれ46%、25%増加したことが分かった。このデータから次世代自動車や家電製品に使用される電気モーターに係る出願が近年着実に増加していることが確認された。

これに対し、モバイル機器の振動モーターに関する出願は2009年177件から2013年114件と36%減少しており、同期間、列車及び直線移動装置等に利用される線形モーターや伝統的な誘導モーターに関する出願もそれぞれ49%、59%減少した。これは、この分野に適用される電気モーター関連技術はすでに成熟段階に入っていることを示す。

出願人別では、2009年には韓国人が744件(80%)、外国人が191件(20%)を占め、2013年には韓国人が630件(74%)、外国人が222件(26%)を占めており、韓国人による出願が大きな割合を占めている。また、韓国人の出願人ごとの出願件数の割合を見ると、2009年にはLGイノテックが12%、サムスン電機は11%だったのが、2013年にはLGイノテック5%、サムスン電機3%、現代モービス3%、現代自動車2%、ニューモテック2%だった。これは、電気モーター分野の出願人が次第に多角化していることを意味する。

特許庁の関係者は「電気モーターは既存の伝統的な分野だけでなく、次世代自動車や未来の家電製品、ドローン、ロボット等、未来の成長エンジン産業に欠かせない部品だ。これらの産業が競争力を確保するためには、中核部品である電気モーターに関する技術開発及び知財権の確保が重要となる」と強調した。

5-4 2015年度洗濯機分野の米国特許、LG電子・サムスン電子がそれぞれ1, 2位
韓国特許庁(2016.6.28.)

最近、韓国家電メーカーの洗濯機が米国家庭用洗濯機市場において2,3位のシェアを占めるほど選好商品となり、特にドラム洗濯機部門においては市場シェアが1,2位を占めるほど人気が高い。このような中で韓国家電メーカーは米国の洗濯機市場における競合優位を保つために特許権の確保にも取り組んでいる。

特許庁によると、最近、米国特許庁に登録された洗濯機分野の特許は、LG電子が過去3年間で230件以上の特許権を確保し、毎年洗濯機分野の特許登録件数において1位を維持しており、サムスン電子も2015年の特許登録件数が3年前に比べ2倍以上増加した40件(2015年2位)に上る等、最近米国での特許権獲得に力を注いでいる。

LG電子は、過去3年間米国ドラム洗濯機市場において25%を超えるシェアを占め1位を維持しており、サムスン電子もシェアを20%以上に引き上げ2位の位置を堅持していることを見ると、市場競争力を維持、又は高める上で特許権の確保がますます重要となっていることが分かる。

また、米国の衣類乾燥機分野におけるLG電子の2015年市場シェアは16.4%であり、19.3%であるワールプールを3%の差で追いかけている。LG電子は、過去3年間ワールプールに比べ2倍を超える90件以上の特許権を獲得する等、衣類乾燥機市場においても競争優位を高めるための努力を強化している。

洗濯機は、洗濯物に投入される労働力を画期的に減らし、それにより女性の社会活動を増大させることによって世界に大きな変化をもたらした発明品であり、時代のニーズを踏まえた持続的な技術開発により進化している。過去の洗濯機分野の特許出願は、主に節電・節水、振動現象等の環境に優しい高効率の技術関連出願が主流であった。しかし、最近では、高性能だけでなく使用者の不便を解決するプレミアム機能を採用した製品が発売されており、これに関する特許出願が順調になされている。

例と挙げると、下洗いと本格洗いが一回ででき、便利性和高い洗濯機、左利きの使用者のためにドアの開閉方向が変えられる洗濯機、家族の洗い物を分離・洗濯して家族個人の感性を考慮した洗濯機、市販されている洗剤箱に連結して洗剤を自動に供給する洗

濯機、洗濯の途中に選択物を投入し再度洗濯機を回転させなければならなかった面倒な不便を解消した洗濯機等の韓国家電メーカーの技術がアメリカで特許登録され、又は出願されている。

今年の中国家電メーカーであるハイアール、ミデアは、各々GEと東芝の白物家電分野を買収した。特にハイアールは、2015年米国における家庭用洗濯機市場シェア6位、特許登録5位のメーカーであるGEを買い入れることによって、米国市場における韓国メーカーの追撃のための活動を強化するものと予想される。

特許庁関係者は、「世界の洗濯機市場において、競合会社の追撃を追い抜くためには、変化する消費者のニーズに合わせて着実に技術開発に取り組むと共に、これを特許で保護して競争優位を確保し、これを基盤に消費者にブランドの価値が高いメーカーという認識を構築していかなければならない」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム